

古賀市告示第44号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、市長が指定する地域を次のように指定し、この告示の日から施行する。

平成24年4月1日

古賀市長 竹下 司 津 男

指定地域

古賀市内全域

関係図面は、古賀市役所市民部環境課にて一般の縦覧に供する。

古賀市告示第45号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の規定により指定された地域における規制基準を次のように定め、この告示の日から施行する。

平成24年4月1日

古賀市長 竹下 司 津 男

特定工場等において発生する振動に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考

第1種区域 別添図面において緑色で着色した区域

第2種区域 別添図面において黄色及び桃色で着色した区域

関係図面は、古賀市役所市民部環境課にて一般の縦覧に供する。

古賀市告示第46号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号に規定する区域を次のように定め、この告示の日から施行する。

平成24年4月1日

古賀市長 竹下 司 津 男

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域

- 1 指定地域のうち、第1種区域（別添図面において緑色で着色した区域）及び第2種区域（別添図面において黄色で着色した区域に限る。）
- 2 指定地域のうち、第2種区域（別添図面において桃色で着色した区域に限る。）であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - ハ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
 - ニ 図書館法（昭和25年法律第108号）第2条第1項に規定する図書館
 - ホ 老人福祉法（昭和38年法律133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

関係図面は、古賀市役所市民部環境課にて一般の縦覧に供する。

古賀市告示第 4 7 号

振動規制法施行規則（昭和 5 1 年総理府令第 5 8 号）別表第 2 備考 1 及び 2 に規定する区域及び時間の区分を次のように定め、この告示の日から施行する。

平成 2 4 年 4 月 1 日

古賀市長 竹 下 司 津 男

区域及び時間の区分

振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域に係る同法第 4 条第 1 項の規制基準において定める区域及び時間の区分による。